

レイクヒルズ美方病院 指定（介護予防）訪問リハビリテーション運営規程

（事業の目的）

第 1 条 要介護（要支援）状態にある利用者に対し、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう指定（介護予防）訪問リハビリテーションを行い、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう当該サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第 2 条 利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活をその居宅において営むことができるよう、理学療法を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持または向上に資するよう当該サービスを提供するものとする。

2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅支援事業者、介護予防支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるとともに、地域及び家族との結びつきを重視した運営を行うものとする。

（事業の一体的運営）

第 3 条 指定訪問リハビリテーションと指定介護予防訪問リハビリテーションは同一の事業所において一体的に運営するものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第 4 条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

名 称	レイクヒルズ美方病院
所 在 地	福井県三方上中郡若狭町気山315-1-9

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第 5 条 この事業所における従業者の職種、員数および職務内容は次のとおりとする。

① 管 理 者	1 名	管理者は、（介護予防）訪問リハビリテーションの利用者の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。
② 専 任 医	1 名以上	専任医は、（介護予防）訪問リハビリテーションの利用者について、必要な診療、リハビリテーションの指示等、およびその利用者の主治医に対し、その利用者のリハビリテーションに関する情報提供等を行うものとする。
③ 理学療法士	1 名以上	利用者に交付した（介護予防）訪問リハビリテーション計画に基づき、適正な指定（介護予防）訪問リハビリテーションを提供するものとする。

--	--	--

(営業日及び営業時間)

第 6 条 営業日および営業時間を次のとおりとする。

営業日	月曜日から金曜日 (土、日、祝日、8月15日、及び年末年始(12月31日～1月3日)は休業)
営業時間	午後1時00分～午後5時15分

(介護予防)訪問リハビリテーションの内容)

第 7 条 (介護予防)訪問リハビリテーション等の内容は、理学療法その他必要なリハビリテーションを行うものとし、(介護予防)訪問リハビリテーション等の提供にあたっては次の点に留意するものとする。

- ① (介護予防)訪問リハビリテーション等の提供にあたっては、利用者の心身状態の維持回復または向上に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うための(介護予防)訪問リハビリテーション計画等を作成するものとする。
- ② 事業者は、医師の指示及び(介護予防)訪問リハビリテーション計画等に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、適切に行うものとする。
- ③ (介護予防)訪問リハビリテーション等の提供にあたっては、常に利用者に対し懇切丁寧に行うものとし、利用者またはその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導または説明を行うものとする。
- ④ (介護予防)訪問リハビリテーション等の提供にあたっては、常に利用者の病状、心身の状況およびその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供するものとする。特に、認知症を有する利用者に対しては、利用者の有する特性に対応したサービス提供ができる体制を整えるものとする。

(利用料その他の費用の額)

第 8 条 利用料は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚告第19号)」及び「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚労告127号)」に定める基準の額とし、法定代理受領サービスの場合は、本人負担分の額とする。

- 2 前項第1号の費用については、文書により説明し同意を得るものとする。
- 3 第1項第1号の額を変更する場合は、あらかじめ利用者またはその家族に対して、文書により説明し同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 9 条 通常の事業の実施地域は次のとおりとする。

実施地域	若狭町・美浜町・敦賀市
------	-------------

(留意事項)

第 10 条 サービス利用にあたっての留意事項は、次のとおりとする。

- ① サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要支援(要介護)認定の有無および有効期間)を確認するものとする。

- ② 利用者が要介護（要支援）認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。また、居宅介護支援（介護予防支援）が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護（要支援）認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護（要支援）認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとする。
- ③ 利用者に係る介護予防支援事業者（居宅介護支援事業者）が作成する「介護予防サービス計画書（居宅サービス計画書）」に基づき、利用者および家族の意向を踏まえて、「（介護予防）通所リハビリテーション計画」を作成するものとする。なお、作成した「（介護予防）通所リハビリテーション計画」は、利用者または家族にその内容を説明した上で同意を得、交付するものとする。
- ④ サービス提供は「（介護予防）通所リハビリテーション計画」に基づいて行うものとする。なお、「（介護予防）通所リハビリテーション計画」は、利用者の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができるものとする。
- ⑤ （介護予防）通所リハビリテーション従業者に対するサービス提供に関する具体的な命令は、すべて当事業者が行い、実際の提供にあたっては利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行うものとする。

（緊急時の対応等）

第 11 条 従業者は、（介護予防）訪問リハビリテーション等の提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講じなければならない。

（事故発生時の対応）

第 12 条 事業者は、利用者に対する（介護予防）訪問リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、介護支援専門員または地域包括支援センターおよび市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の事故については、その状況及び事故に対する処置状況等を記録しなければならない。
- 3 事業者は、利用者に対する（介護予防）訪問リハビリテーション等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（苦情処理等）

第 13 条 事業者は、提供した（介護予防）訪問リハビリテーション等に対する利用者またはその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するためその窓口を設置し、必要な措置を講じるものとする。

- 2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 3 事業者は、介護保険法の規定により市町村や国民健康保険団体連合会（以下「市町村等」という。）が行う調査に協力するとともに、市町村等から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って適切な改善を行うものとする。
- 4 事業者は、市町村等からの改善報告の求めがあった場合は改善内容を報告するものとする。

（秘密保持）

第 14 条 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならないものとする。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。

- 2 前項に定める秘密保持義務は、従業者の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記するものとする。
- 3 事業者は、サービス担当者会議等で利用者およびその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により、同意を得るものとする。

（虐待の防止）

第 15 条 虐待の防止に関する重要事項については、次のとおりとする。

○ 虐待防止に関する責任者の設置

虐待防止に関する責任者	事務部 事務長
-------------	---------

- 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底
- 虐待の防止のための指針を整備
- 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施
- 成年後見制度の利用の支援

(従業者の研修)

第 16 条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

採用時研修	採用後1ヶ月以内
継続研修	年2回

(記録の整備)

第 17 条 事業者は、利用者に対する（介護予防）訪問リハビリテーション等の提供に関する各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- ①（介護予防）訪問リハビリテーション計画
- ② 提供した具体的サービス内容等の記録
- ③ 利用者に関する市町村への報告等の記録
- ④ 苦情の内容等に関する記録
- ⑤ 事故の状況および事故に対する処置状況の記録

2 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備し、その終了した日から5年間保存しなければならない。

附 則 この運営規程は平成26年4月1日から施行する。

改訂 平成 27 年 7 月 10 日
改訂 平成 29 年 4 月 1 日
改訂 平成 29 年 12 月 18 日
改訂 平成 30 年 1 月 15 日
改訂 平成 30 年 4 月 1 日
改訂 平成 30 年 6 月 1 日
改訂 令和 3 年 4 月 1 日